

## 高齢者虐待防止に関する指針

居宅介護支援事業所 花もめん

介護予防支援事業所 花もめん

### 1. 目的

本指針は、居宅介護支援事業所において、要介護者等の尊厳を保持し、安全・安心な生活の実現を図るとともに、高齢者虐待の未然防止、早期発見、適切な通報・対応を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 虐待の定義

「高齢者虐待」とは、当該高齢者が要介護状態またはこれに準ずる状態にあることに乗じて、その権利または利益を侵害する行為をいい、以下のように分類される。

#### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に傷や痛みを負わせる暴力的な行為、または正当な理由なく身体を拘束すること。

#### (2) 介護等放棄（ネグレクト）

必要な介護や世話を放棄し、心身の状況に応じた支援や関与を行わないこと。

#### (3) 心理的虐待

暴言・侮辱・無視・威圧的な態度などによって精神的苦痛を与える行為。

#### (4) 性的虐待

わいせつな行為や、羞恥心を傷つける行為。

#### (5) 経済的虐待

高齢者の金銭や財産を本人の意思に反して使用するなどの行為。

### 3. 対応体制

- 管理者を虐待防止責任者とし、職員間での情報共有体制を整える。
- 虐待の兆候や通報があった場合は、速やかに市町村または地域包括支援センターに報告・相談する。
- 必要に応じて関係機関と連携し、虐待防止・再発防止を図る。

### 4. 職員研修

- 年1回以上、虐待防止に関する研修を実施する。
- 新任職員に対しても、虐待の理解と通報義務について指導を行う。

## 5. 再発防止と見直し

- 虐待事案が発生した場合は、速やかに原因分析と対策を講じ、運営上の見直しを行う。
- 本指針は定期的に点検・見直しを行い、法令改正や実務の変化に対応する。

## 6. 当該指針の閲覧に関する基本方針

- 利用者・家族は、本指針を事務所の備え付けのファイル及びホームページで閲覧することができる。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する